

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 令和四年第一回東京都議会定例会の招集……………一
……………(財務局主計部議案課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可(二件)……………一
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
- 開発行為に関する工事完了……………四
……………(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第一課)……………四
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に規定する知事が定める数……………四
……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………四

告示

●東京都告示第百三十九号
令和四年第一回東京都議会定例会を、二月十六日に招集する。

令和四年二月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和四年二月九日から令和十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区東五反田二丁目地内
- 四 事務所の所在地
品川区東五反田二丁目十四番十八号
- 五 設立認可の年月日
令和四年二月九日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報等に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和四年三月十日

●東京都告示第百四十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和四年二月九日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区八重洲一丁目地内
- 四 事務所の所在地
中央区八重洲一丁目四番十六号
- 五 設立認可の年月日
令和四年二月九日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報等に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和四年三月十日

●東京都告示第百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年一月二十一日	国立市大字谷	延長 一六・七〇
		保字栗原五千九百四十七番三の一部	幅員 四・五〇

●東京都告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年二月九日

東京都知事 小池 百合子

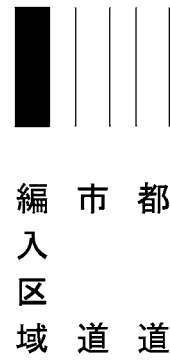
一 路線名 相模原立川

二 変更の区間 日野市程久保三丁目三十七番一地先

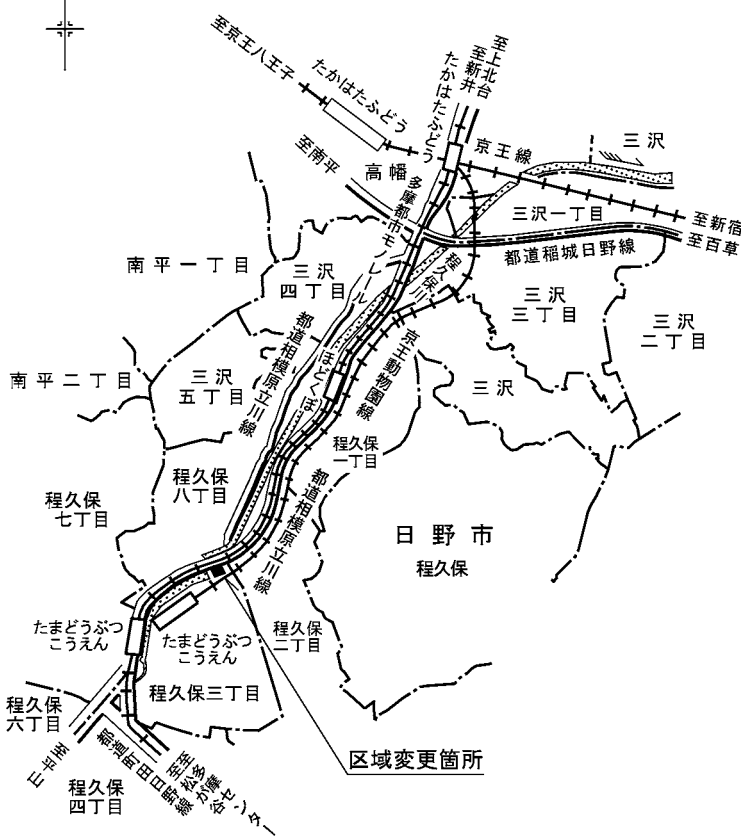
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道相模原立川線区域変更略図
日野市程久保三丁目地内



延長 三・六五メートル
面積 五・〇九平方メートル



告示 (選)

東京都選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年二月九日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地
リアンレーヴ二子玉川 世田谷区玉川三丁目二十九番一
号
ケアハウス東日暮里 荒川区東日暮里三丁目三番八号

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉
開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名
青梅市日向和田三丁目七百四 西東京市北原町三丁目二番
十七番一、七百四十八番一及 二十二号

び七百四十九番一

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

青梅市野上町一丁目百四十二 西東京市東伏見三丁目六番
番一の一部(第一工区) 十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する
政令に規定する知事が定める数について

令和四年度における、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項に規定する知事が定める数は、次のとおりとする。

令和四年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 医療費指数反映係数
算定政令第九条第三項の知事が定める数は、一とする。
- 二 一般納付金所得係数
算定政令第九条第五項の知事が定める数は、一・三三六一五六五〇四三八二四とする。
- 三 一般納付金基礎額調整係数
算定政令第九条第八項の知事が定める数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第一百一十号。以下「納付金等省令」という。)第十条第一項に掲げる数とし、一・〇四五二二九八二八一三三五とする。
- 四 後期高齢者支援金等納付金所得係数

算定政令第十条第三項の知事が定める数は、一・三三二八六五一九八四七七とする。

五 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
算定政令第十条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第十六条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九六五九八とする。

六 介護納付金納付金所得係数
算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、一・三三三四〇六二七八五一一五七とする。

七 介護納付金納付金基礎額調整係数
算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九九二二九七とする。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

